

別紙様式第1号（第50条の4第6号及び第50条の25第1項関係）（平18内府農水令
11・全改、令元内府農水令2・一部改正）

（日本産業規格A4）

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計(A)	△	
負 債 借入金 未払金 前受金 その他 計(B)		
(A)－(B)		

（記載上の注意）

- 1 この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、

上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあっては、次により計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物

の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 $\times \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}}$

$\times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} + \frac{\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \times \text{事業用面積}$

$\times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額 $\times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。